

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】本市の令和3年度税率改定後の医療分に係る応能割合については、おおむね68%と、県内他市との比較でも高い状況となっており、低所得者に配慮した割合となっています。

しかしながら、一般会計からの法定外繰入金の段階的な解消と県内保険税率の統一化を見据えて、本市の税率を標準保険税率に近づけていくため、応益割合を引き上げていかなければならない状況となっています。

今後も、被保険者の税負担に配慮しながら、保険税率統一化への対応を図るとともに、医療費の適正化や収納率の向上、保険者努力支援制度による歳入の更なる獲得を目指すなど、税率の圧縮に努めてまいります。

(所管：国保年金課)

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】子どもの均等割、特に多子世帯において保険税負担が重くなる問題は、公的保険制度の在り方を検討する中で、その財源等を含めて国で議論されるべき問題であると捉えています。

この度、国において全世代型社会保障改革の方針が示され、医療制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料等軽減措置を導入することとなりましたので、本市においても条例改正等により令和4年度から子どもに係る均等割保険税軽減措置を実施する予定です。

(所管：国保年金課)

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国保加入者は所得の低い方が多く、他の医療保険と比較して所得に対する保険税負担が重いことは全国的な問題であると認識していますが、国民健康保険制度の費用負担の在り方については、国において議論すべき問題だと考えています。

また、平成30年4月以降、国保の財政運営の責任主体は都道府県となりましたので、

被保険者の負担に対しては、都道府県において議論すべき問題であるとも考えています。

なお、県の運営方針では、法定外繰入金に段階的な解消が示されていますので、一般会計からの法定外繰入金については、この方針により、令和2年度では6億円、令和3年度では4.95億円を措置しています。

(所管：国保年金課)

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第25条の規定に基づき対応しており、減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に対応しています。また、低所得世帯に対しては、7割・5割・2割の軽減措置を設けています。このため、減免基準について、一律に生活保護基準の1.5倍とすることは考えていません。

税の申請減免制度については、窓口や納税相談時に説明していますが、引き続き、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等により周知を図ってまいります。

(所管：国保年金課)

② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】昨年度に引き続き、国から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準が示されたため、今年度も国民健康保険税の減免を実施し、市ホームページ、広報にいぎ等で周知してまいります。

なお、国の基準を緩和して減免を実施する考えはありません。

(所管：国保年金課)

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】本市では、平成23年10月24日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。災害により資産に重大な損害を受けた方や失業などにより収入が著しく減少した方などが生活保護基準に近い収入しか得られていない場合に、入院時の一部負担金について、事前の申請に基づき減免等を行うものです。平成30年10月から段階的に生活保護基準が見直され、今までの減免対象者が、対象外とならないように減免対象範囲を広げる要綱の改正を行いま

した。

減免の所得基準については、生活保護基準額に対して1000分の1155を乗じて得た額以下の世帯については免除、1000分の1155を乗じて得た額を超え855分の1080を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。

本改正は、国の基準に基づき行ったものであり、同基準に基づく減免に対しては、国の財政支援が行われるものです。制度の拡充は、市独自の財源が必要となりますので、これを行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】一部負担金の減免申請書については、一定の条件を満たす必要があります。そのため、世帯の状況や事由を詳細に聞き取り、個別に審査をしなければならないことから、申請者によって用意していただく書類が異なります。申請書類については、この審査に必要な事項を御記入いただくものとなりますので、既存の申請書を改めることは難しいと考えています。

(所管：国保年金課)

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】一部負担金減免制度は、個々の状況によって判断するため、医療機関の会計窓口で手続を行うことは困難だと考えます。

(所管：国保年金課)

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に問わずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】本市では、納税者の皆様の自主納付を前提としていますが、納税が困難な方に対しては、納税相談等の機会を通じて、収入支出の状況や所有財産の状況、滞納原因等を確認しており、その上で、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないように十分に配慮し、滞納整理を行っています。

(所管：納税課)

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

なお、その際には、差押禁止額等の法令上の規定を遵守し、執行しています。

(所管：納税課)

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】②と同様、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

売掛金につきましても、給与等の差押禁止の規定を準用するなど、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないように十分に配慮し、差押えを執行しています。

(所管：納税課)

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】国民健康保険税については、国民健康保険短期被保険者証を交付する対象者について、納税課と国保年金課で連携し、別途納税相談の機会を設けており、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しています。

今後も、納税相談等の機会を通じ、必要に応じて納税の猶予制度や生活保護制度、消費生活相談等を案内し、納税者の実態に即した対応を心掛けてまいります。

(所管：納税課)

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】本市では、短期保険証を含め、全ての被保険者に保険証を送付しています。

国民健康保険資格証明書については、災害その他の特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税の納期限から厚生労働省で定める期間（1年間）が経過するまでに当該保険税を納付しない場合、保険者間の税負担の公平性を図る観点から、有効期間を6か月とする短期被保険者証又は世帯主に被保険者証の返還を求めた上で交付しています。

今後も、国民健康保険税の収納率向上対策の一つとして実施していく考えですが、平成23年10月の更新時から、資格証明書の裏面に、病気及び負傷等の特別な事情が生じたときは被保険者証を交付する旨を記載しています。

なお、現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(所管：国保年金課)

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、窓口留置は行いません。

(所管：国保年金課)

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(所管：国保年金課)

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】国民健康保険制度においては、様々な就業形態の被保険者がいることを踏まえ、傷病手当金については条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっています。

令和2年1月から、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある者を対象とした傷病手当金について、国において特別調整交付金による財政支援を行うことが決定されたため、本市においても新座市国民健康保険条例を改正し、傷病手当金を支給することとしました。

この対応については、新型コロナウイルス感染症対策の一環であることから、現時点で恒常的な施策とする考えはありませんが、今後については、国、県及び他市の動向を注視してまいります。

(所管：国保年金課)

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】本市では、市独自の緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうち、傷病手当金の支給対象ではない自営業者に対し、一人当たり20万円の傷病見舞金を支給しています。財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおり、財政支援について国及び県に要望を行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】新座市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する国民健康保険税の税率や賦課方法等重要事項を審議する重要な役割を持っており、国民健康保険事業に対する専門的な知識と識見が必要とされます。このため、公募は馴染まないと考えます。

(所管：国保年金課)

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】新座市国民健康保険運営協議会の委員については、医療関係者や有識者の他に、被保険者を代表する方及び被用者保険等被保険者を代表する方を委嘱しており、広く市民の意

見を取り入れています。

(所管：国保年金課)

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の本人負担については、平成26年度から無料としており、今年度も引き続き無料で実施します。

(所管：国保年金課)

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】特定健診とがん検診をセットにした総合健診（集団健診）を実施しています。

(所管：国保年金課、保健センター)

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】被保険者の特定健診受診状況をAIで分析し、タイプ別に内容を変えた受診勧奨通知を送ることで、受診率の向上を目指します。

昨年度は総合健診（集団健診）を中止しましたが、今年度は感染防止に十分配慮した上で実施します。

(所管：国保年金課)

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】特定健診データ等の個人情報については、新座市個人情報保護条例を遵守し、厳正に管理しています。

(所管：国保年金課)

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】これまでも、被保険者の窓口負担を引き上げないよう、埼玉県後期高齢者医療広域連合を通じて国に要望してまいりました。今後も機会を捉えて要望してまいります。

(所管：長寿はつらつ課)

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】高齢者への見守りについては、対象を低所得者に限らず、サービス提供事業者が在宅支援として行っているほか、地域包括支援センターにおいては、高齢者宅への訪問や不在時における安否確認を兼ねたポスティング等により、常日頃から見守り活動を行っていま

す。

また、健康状態の把握、治療の継続等についても、対象を低所得者に限らず、昨年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進する中で実施し、その結果を様々なアプローチに活用する予定です。

(所管：長寿はつらつ課)

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

本市では、後期高齢者人間ドック及び宿泊施設の利用助成などの長寿・健康増進事業を実施していますが、財政健全化を図るため、令和2年10月に財政非常事態宣言を発出し、市の全般的な事業の見直しを行っているところです。

このような厳しい財政状況を踏まえると、更なる事業の拡充は困難な状況です。

(所管：長寿はつらつ課)

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者健康診査及びがん検診（個別検診、集団検診（一部は2年に1度受診可能））は、市が指定する医療機関で無料で受診できます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業として、75歳及び80歳年齢到達者を対象とした無料の歯科検診も実施しています。

なお、より詳細な検査項目を希望される場合、5,000円の自己負担で人間ドックを受診することもできます。

(所管：長寿はつらつ課)

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

地域の公立・公的病院、民間病院の拡充については県の事業となります。

新座市を含む南西部保健医療圏（2次医療圏）では、療養病床及び一般病床の既存病床・感染症病床等について、現在、既存病床数が基準病床数を下回っているため、病床の新設や増加を制限していません。

市としては、埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会等を通じ、必要に応じて県に要望してまいります。

(所管：保健センター)

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者への支援等の所管である県としても、医療従事者等の人材の確保が必要だと認識しており、埼玉県医師育成奨学金や埼玉県新人看護職員研修事業費補助等の様々な医療従

事者支援を行っていますので、引き続き、県の動向に注視するとともに、必要に応じて周知してまいります。

また、市としても、市民の健康を守る地域医療体制の確立のため、朝霞地区医師会に補助金を交付しているほか、朝霞地区の看護師不足を解消するため、朝霞地区看護専門学校の実業運営費を補助しています。

(所管：保健センター)

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健所は県の機関であるため、県の動向を注視するとともに、必要に応じて職員の拡充を要望してまいります。

また、市においては、早期に新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室を設置するなど、新型コロナウイルス感染症対策への対応を図ってまいりました。

今後も、限られた職員数の中で弾力的に対応してまいります。

(所管：保健センター)

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

市の厳しい財政状況を踏まえると、PCR検査等の実施を拡大することは難しい状況です。

(所管：保健センター)

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

市では65歳以上の高齢者及び65歳未満の特定の基礎疾患を有する無症状者を対象としたPCR検査について、令和3年1月から3月まで実施しました。その結果、600人の定員に対して、PCR検査を実施した人数は43人と、大幅に見込みを下回りました。

このため、PCR検査を実施する予定はありません。

(所管：保健センター)

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

朝霞地区医師会、朝霞地区薬剤師会の全面的な協力を得て、市内医療機関37か所での個別接種及び市役所での集団接種を実施しており、希望する65歳以上の方については、7月末までに接種が完了する見込みです。

希望する64歳以下の方についても、速やかに接種できるよう、引き続き尽力してまいります。

(所管：新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室)

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定において保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期の介護保険料率の設定については、介護保険給付費支払準備基金の取り崩しや高所得者層の保険料率の見直しにより、保険料基準額の上昇の抑制を図ったところです。

また、第8期においても、低所得者層への更なる保険料軽減強化策として、公費を投入した保険料率の段階的引下げを実施しています。

今後も被保険者数の推計や介護サービス量の見込み、必要となるサービス基盤の整備等を十分に精査し、適正な保険料率の設定に努めてまいります。

(所管：介護保険課)

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、令和2年度に実施した介護保険料の減免状況については、91件(61名)で、減免金額は合計2,798,387円でした。

本年度も引き続き実施してまいります。

(所管：介護保険課)

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

低所得者の保険料については、公費を投入して第1段階及び第2段階の引下げを実施していることから、独自の保険料軽減は考えていません。

また、減免制度については、災害等による法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方に鑑み、これを超えての独自の減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

(所管：介護保険課)

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用者負担に関しては、保険料と同様に法定減免について規定していますが、市の財政状況を踏まえると、更なる軽減策の拡充は難しい状況です。

(所管：介護保険課)

- (2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

2025年には団塊の世代が75歳を超え超高齢社会を迎えることから、要介護認定者及び介護給付費の増加が見込まれる一方、それを支える人口は減少しています。

本市においても、このような状況や各々の経済的状況を踏まえた対策は重要な課題だと認識していますので、今後の国の動向を注視するとともに、必要に応じ意見を上げてまいります。

(所管：介護保険課)

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難にならない助成制度を設けてください。

【回答】

現在、厚生労働省が定める負担限度額認定（利用者の負担が過重にならないよう、生活保護受給者や低所得者に対して、介護保険施設に入所中（ショートステイ含む）の方の食費と居住費について負担の上限額が定められ、軽減措置が講じられる制度）がありますが、市の財政状況を踏まえると、地域密着型の施設を対象とした更なる軽減策の拡充は難しい状況です。

(所管：介護保険課)

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

令和2年8月に訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業所等を対象に実施したアンケートでは、感染拡大当初の利用自粛の影響により減収が生じたと回答した事業所がありましたが、本市の令和2年度の介護保険給付費の実績について、サービス種別ごとに前年度と比較分析を行ったところ、全体として大きな減額等は見受けられませんでした。

しかしながら、各事業所においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る多大な負担が生じていますので、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、衛生用品の配布や介護従事者に対して新座市地域応援ぷらすクーポンの配布を行い、事業所の支援を行うとともに、事業所の事業継続について、国が行う各種支援制度の周知を行ってまいりました。

令和3年度以降も活用できる制度がありますので、引き続き周知を行ってまいります。

(所管：介護保険課)

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大当初から、市内介護事業所に対し、市の備蓄品であるマスクを提供しました。また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金を活用し、令和2年4月から全7回にわたって、プラスチック手袋、消毒液、防護服、予防衣、非接触温度計等を市内全ての介護事業所に配布してまいりました。

さらに、国から提供されたマスク、プラスチック手袋、消毒液等の配布も行っています。引き続き、必要に応じ、介護事業所に対し衛生用品等の提供を行ってまいります。

(所管：介護保険課)

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

本市においては、5月10日に市内高齢者施設での接種を開始するとともに、高齢者入所施設のワクチン接種体制の把握に努め、医療機関を見つけれない事業者に対しては、医師会への接種依頼を行ってまいりました。

また、希望する65歳以上の方に用意した予約枠のうち、余った枠については、接種機会を無駄にしないよう、高齢者施設や障がい者施設の従事者等の接種を実施しました。

PCR検査については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年2月に実施しました。対象は、同時期に埼玉県がクラスター発生防止対策として実施した検査の対象外となった市指定の入所系施設等の介護従事者で、実施件数は12事業所・190件で、全員陰性でした。

現在は国や県からの補助がなく、市の費用負担が多くなることから、現時点で市費による定期的なPCR検査を実施する予定はありません。

なお、現在、埼玉県において月2回のPCR検査を継続的に実施していますので、市から事業所に呼びかけを行っています。

(所管：新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室、介護保険課)

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

施設や在宅サービスの基盤整備については、第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の際に実施したアンケートの結果や市内事業所の実態等を分析し、必要なサービスの検討を行いました。第8期計画期間となる令和3年～5年度において、地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「(看護)小規模多機能型居宅介護」の整備を目標とし、令和3年度に整備に向けた公募を実施する予定です。

なお、特別養護老人ホーム等の施設サービスについては、第8期計画における整備目標はありませんので、既存の施設サービス及び在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中での対応に努めてまいります。

(所管：介護保険課)

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センター(高齢者相談センター)は、地域包括ケアシステムの構築のための中核機関として各日常生活圏域に設置しています。

市では、これまで、各センターの業務量を事業評価により把握することで、委託料や人員配置の適正化に努めてまいりました。具体的には、平成29年度に西部圏域の高齢者人口増

加に伴いセンターを増設したほか、平成30年度に増加する業務量に鑑みて職員の増員、令和2年度にこれまでの人件費を抜本的に見直し、委託料を増額しました。

今後も市内の高齢者人口の増加が見込まれるため、介護保険事業計画第8期計画において、北部第一圏域におけるセンターの増設を予定しています。

地域包括支援センターが求められる役割は、年々複雑かつ重要になってきていることから、今後も必要に応じて体制の充実を図ってまいります。

(所管：介護保険課)

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

衛生用品については、令和2年度に国の補助金を活用し、市内103事業所に配布しましたが、令和3年度については国や県からの補助がなく、市単独で実施することは費用負担が多大となることから、難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査の徹底については、国や県からの検査費用に対する補助がなく、市単独で実施することは費用負担が多大となることから、難しい状況です。

また、入院体制の確保については、県において実施しているため、その動向を注視してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

市では、新座市障がい者通所施設体制強化事業補助金交付要綱により、基準以上に人員を配置した事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

(所管：障がい者福祉課)

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

65歳以上の方への接種に続き、基礎疾患を有する方の優先接種については、7月5日に接種券を発送し、7月14日から接種予約を開始しました。予約医療機関については、かかりつけ医での接種ができるよう、市内医療機関での個別接種を中心に体制を整えています。

また、訪問診療医による在宅での訪問接種や、グループホームなどの入所施設での訪問接種について、朝霞地区医師会と連携し、対応を図ってまいります。

(所管：新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室)

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

令和5年度に地域生活支援拠点等を1か所確保するべく、面的な体制整備を視野に検討を進めています。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備について、現時点で市独自の補助制度を創設する考えはありません。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の声が反映されるよう、新座市地域自立支援協議会と連携しながら、本市に必要な機能を整備してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

令和元年度に実施した調査において、本市に居住する障がい者の約13%の方がグループホームや福祉施設で暮らすことを希望していることが分かりました。しかしながら、直ちに入居を希望しているのか、そうでないのかが把握できないなど、暮らしの場の必要数を判断することは困難です。

また、令和3年5月1日現在の施設入所支援の待機者は31名となっています。グループホームの待機者は把握していませんが、グループホームへの入居希望者については、指定特定相談支援事業所と連携しながら、個々の希望に沿うよう対応しています。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭に

について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護家庭に対する緊急時の迅速な相談や受入先、体験の機会や場所の確保は、地域で安心して暮らすための重要な課題だと考えていますので、地域の指定特定相談支援事業所、グループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、新座市地域自立支援協議会とも連携し、地域生活支援拠点等の整備等と併せて検討を進めてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

土日等に障がい福祉サービスを利用して帰省しているケースの把握はしていませんが、個々のサービスの希望に応じて、必要な対応をしているものと考えています。

(所管：障がい者福祉課)

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる必要があります。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、平成31年1月から所得制限が導入されたことから、本市においても財政状況等を勘案し、同要綱にのっとり所得制限を導入しました。

なお、一部負担金等の導入はしていませんが、市単独で所得制限及び年齢制限の撤廃を導入することは、現時点で検討していません。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化については、県が主体となり統一化した制度を確立するよう、県に要望しています。

なお、朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）で協定を締結している医療機関等で受診する場合は、1医療機関の1か月の外来の自己負担額が21,000円未満のときに、現物給付を実施しています。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

本市では、独自事業として、自立支援医療の所得区分が非課税者（課税者については精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る。）に対する自立支援医療（精神通院医療）に係る医療費の助成を行っています。

そのため、本市単独で、重度心身障がい者医療費助成制度の対象者に精神障がい者保健福

祉手帳2級所持者を含めることや、入院医療費を対象とすることは、現時点で検討していませんが、県に対し、精神障がい者に対する医療費助成制度の拡充を要望しています。

(所管：障がい者福祉課)

- (4) 行政として、二次障害(※)について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】二次障がいについても、障がい者手帳の等級により重度心身障がい者医療費支給事業の対象者を認定しています。

二次障がいの進行を抑えるためには、治療やリハビリ等の医療が必要であり、医療に関することについて医療機関へ啓発することは難しいと考えます。

(所管：障がい者福祉課)

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】本市においては、平成14年4月1日から新座市障がい児(者)生活サポート事業を実施しています。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

①県補助金額に対する持ち出し金額

令和2年度	補助所要額	11,804,000円
	ー) 県補助金額	2,000,000円
	持ち出し額	9,804,000円・・・A

②市独自の利用料助成に対する持ち出し金額

持ち出し額 5,221,325円・・・B

○市の持ち出し額A+B=15,025,325円

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】市では、利用者の利用促進を図るため、利用者の負担軽減策として利用料の助成を

行っています。利用時間については、1年につき150時間を利用上限としていますが、利用上限時間の拡大については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】障害児(者)生活サポート事業については、事業に要する費用の3分の1の額を利用者が負担するものですが、本市においては、障がい児に対しては、生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、1時間当たり450円から950円(全額)まで助成を行っています。また、成人の障がい者に対しては、1時間当たり450円の利用料の助成を行っています。

そのため、利用者の更なる負担軽減については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】現行においては、県の補助が本市の人口規模により年額200万円を上限としているため、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、利用者の負担軽減を図ることは難しい状況です。

そのため、県に対して、引き続き補助金額の拡充等制度の改善を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

- 6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】

本市では、障がい者の社会参加促進事業として、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に、年間24枚の福祉タクシー券を配布しています。さらに人工透析を受けている方については、年間48枚の福祉タクシー券を配布しています。

福祉タクシー制度については、埼玉県と協定を締結しているタクシー事業者の協力によるものであり、単独での実施は難しいことから、市独自で100円券等の補助券を導入することは難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】本市では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度については、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方を対象としています。

また、介助者付き添いや介助者運転も含め支給対象としており、所得制限や年齢制限は

設けていません。

さらに、鉄道・バス共通乗車カード助成事業として、パスモやスイカなどのICカードに対する助成事業も実施するなど、制度の拡大も図っています。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】近隣の朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）では、ほぼ同様の制度を実施しています。

また、機会を捉えて、県に補助事業の復活を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】避難行動要支援者については、より実効性のある制度とするため、平成31年4月1日に、対象者の要件の見直しを行いました。現段階で登録する枠を拡大する考えはありません。

なお、対象者要件に該当する方については、御家族の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿への登録が可能です。

要支援者の避難経路の確認については、町内会や自主防災会などの避難支援等関係者に依頼し、避難場所のバリアフリーについては、避難場所となっている施設と連携してまいります。

(所管：危機管理課)

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】平成31年2月に新座市地域防災計画を改定し、現在、民間施設及び公共施設を含めて次の9施設を福祉避難所に指定しています。

①菜々の郷 ②福祉の里 ③第一老人福祉センター ④殿山亀寿苑 ⑤新座市児童発達支援センター「アシタエール」 ⑥そらーれ新座 ⑦第二老人福祉センター ⑧みかんの里 ⑨晴和苑

これらの福祉避難所については、二次的な避難所として位置付けており、市内の指定緊急避難場所（41か所）に避難されてきた方のうち、重度の治療を必要とする方については病院へ移送し、寝たきり等、日常生活に全介助が必要な方や精神障がい等配慮を要する方などについて、順次、福祉避難所に移送していくこととしています。

したがって、登録制については、現段階では考えていません。

(所管：危機管理課)

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】市では、自らの安全は自ら守るという理念を基本として、市民や事業者等に対して、

平常時から最低3日分（できれば1週間）の物資を備蓄するよう啓発に努めています。

一方で、災害時に住家が全壊した等の被災者への支援を行うため、避難者想定人数等に基づき、食料や生活必需品等の備蓄目標を設定し、その維持・管理に努めており、指定避難所となっている各施設に設置した防災備蓄倉庫等で管理しています。

こうした救援物資については、在宅避難している方々に対しても提供することとしていますが、避難所以外に配送することは考えていません。なお、避難所へお越しいただければ、救援物資を提供いたします。

（所管：危機管理課）

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者への情報提供に同意をされている方の情報については、平常時から町内会等の避難支援等関係者に提供し、地域支援者の選出や日頃の見守り活動等に努めていただいています。

一方で、災害時には、情報提供に同意をされていない要支援者の情報についても、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で情報を提供することとしており、市としては、避難支援等関係者を中心に提供することを想定しています。

（所管：危機管理課）

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】新型インフルエンザ等感染症対策については、自然災害対応を行う危機管理課が所管となりますが、関係機関で連携を図り、対策を講じてまいります。

また、保健所は県の機関であるため、県の動向を注視するとともに、保健所の機能強化を図るための職員の拡充や相談体制の整備を県に要望してまいります。

（所管：危機管理課、保健センター）

- 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】現時点で障がい福祉関連事業の新設、削減、廃止などを検討している事業はありません。

また、本市では昨年10月1日に財政非常事態宣言を発出し、障がい福祉関連事業を含む市政全般の事業の見直しを行ったところですが、その見直しにより廃止した事業を復活する考えは、現時点ではありません。

（所管：財政課）

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】本年4月1日時点の待機児童数は29名ですが、幼稚園や家庭保育室を利用中又は求職活動休止中、育児休業の延長可能な申請者を含めると101名となります。

前年同時期は139名であり、比較すると38名の減少となっています。

(所管：保育課)

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児342人、1歳児640人、2歳児792人、3歳児736人、4歳児750人、5歳児754人 計4,014人となっています(公立保育所、法人保育所、認定こども園の定員20%拡大)。

(所管：保育課)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】本市では、保育園の新設、増改築等の定員増に向けた取組を行ってきた結果、待機児童の減少に一定の効果が出ていますが、未だ待機児童の解消に至っていない状況です。引き続き、既存施設の利用状況も踏まえつつ、必要に応じて、保育園の新設、増改築等による整備を検討してまいります。

一方で、既存の保育園における保育士不足も待機児童発生の一因であるため、保育士確保の方策についても検討してまいります。

(所管：保育課)

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】公立保育所については、保育士を加配することにより、育成支援児童の受入を実施しています。

法人保育所については、今後、事業者の方針等も踏まえた上で検討してまいります。

(所管：保育課)

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】認可外保育施設が認可施設へ移行する際の補助については、本市では、国の補助制度に基づき実施しています。

引き続き、国の補助制度を活用した整備費補助を行うとともに、国への交付金の増額について、埼玉県を通じて要望してまいります。

(所管：保育課)

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】少人数保育の実施に当たっては、それに応じた保育スペースの確保や、より多くの保育士を配置する必要がありますが、既存の保育スペースに限りがあること、また、市内複数の保育園で保育士不足が課題となっていることから、少人数保育の実現は難しい状況です。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年度に続き、本年度も新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を対象とした補助金を交付することとしています。

保育施設においては、完全に3密を避けることは難しいですが、当該補助金を活用して、できる限りのコロナ対策を講じるよう各施設にお願いしています。

(所管：保育課)

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】本市では、市単独補助として、保育士に限らず、法人保育園及び幼保連携型認定こども園で勤務する常勤職員1人につき月額10,000円を補助し、保育士等の処遇改善を行っています。また、令和2年度から、保育士の宿舍借上支援事業を実施しています。今後についても、国の動向を注視し、必要に応じた予算措置を図ってまいります。

(所管：保育課)

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象外として、これまで実費徴収している主食費に加えて副食費が実費徴収の対象となりましたが、国では、保育料無償化の実施に伴い、その趣旨に反して負担が増える世帯が発生しないよう、副食費の免除対象を拡充しました。

本市においても、国の基準に基づいて年収360万円未満の世帯及び第3子以降の子どもについては、副食費を免除しています。

(所管：保育課)

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】市内小規模保育施設及び家庭保育室を含む認可外保育施設に対して、年1回定期的に立入調査を実施しています。また、必要に応じて、随時立入調査を実施する場合があります。

(所管：保育課)

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】本市においては、現在、保育所の統廃合の予定はありません。また、保護者の育児休業取得による在園児の退園勧告は行っていません。

(所管：保育課)

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】狭あい化、大規模化している施設については、対応可能な箇所から順次整備を行う予定です。

令和2年度に池田、陣屋及び栗原放課後児童保育室の整備を行いました。また、令和3年度については、第四及び東野放課後児童保育室の整備を行い、令和4年度から供用開始する予定です。

(所管：保育課)

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】本市では、平成18年度から社会福祉法人新座市社会福祉協議会を、令和元年度から同協議会に加え、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を放課後児童保育室の指定管理者として運営を行っており、各指定管理者における支援員の採用計画及び給与等の処遇に関してはお答えすることができません。

しかしながら、本市としても、支援員は専門性が高く採用が比較的困難な職であると認識していますので、支援員を安定して雇用できるよう、勤務形態及び処遇等について両指定管理者と協議してまいります。

なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金については、本市では平成26年度から活用しており、今後も活用してまいります。

(所管：保育課)

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わら

ずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金における県単独事業分は、公立公営以外の形態で放課後児童クラブを運営している場合、支援員加算及び運営費加算がされるものです。同補助については県の事業であることから、市として改善することは難しい状況です。
(所管：保育課)

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

(1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】平成25年4月1日診療分から、こども医療費対象年齢を入院、通院ともに18歳年度末まで拡大していますが、市の厳しい財政状況を踏まえ、通院については令和3年4月1日診療分から15歳年度末までとしています。

今後については、財政状況を踏まえ検討してまいります。

(所管：こども給付課)

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】国のこども医療費助成制度創設及び県の助成対象年齢の拡大について、引き続き要望してまいります。

(所管：こども給付課)

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】本市では、「保護のしおり」を生活支援課カウンターに設置するとともに、相談時において、生活保護制度について分かりやすく説明しています。市のホームページにおいても、生活保護制度に関する御案内とともに、「保護のしおり」を掲載し、分かりやすくお知らせをしています。

また、今年度からは生活支援課に窓口案内担当を配置し、来庁者に積極的に声をかけて用件を伺うなど、相談に来られた方がためらうことのないよう、丁寧な相談体制を整えています。

(所管：生活支援課)

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】生活保護法第4条第2項の規定では、扶養義務者による扶養は保護に優先するものであるとされておりますが、保護の要件としているものではありません。しかし、保護を必要とされる方を扶養することができると思われる扶養義務者が扶養を履行していない場合に、市が何ら対応を行わず、そのまま保護費を支給することは、生活保護制度に対する市民の信頼を失うことになりかねません。

そのため、本市では国の通知に基づき、生活保護申請書を受理した後、民法で規定される扶養義務者に対して扶養照会を実施しております。本年に入りまして、国から令和3年2月26日付け事務連絡及び同年3月30日付け事務連絡がありましたので、現在はこれらの通知に基づき、適切に対応しているところです。

ただし、当該扶養義務者に対して直接照会をすることが真に適当でない場合や、個別に慎重な検討を行った上で、扶養の可能性が期待できない場合は、扶養照会を行わないものとしております。

(所管：生活支援課)

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】生活保護決定・変更通知書には、支給額や保護変更等の大切な内容が記載されていますので、通知書に不明な点がある場合は、生活保護利用者の方が正しく内容を理解できるようケースワーカーが丁寧な説明を行っています。

また、令和3年9月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されることに伴い、今後、国主導によりシステムの機能要件等について標準を設け、地方公共団体は標準準拠システムを利用する予定となっていることから、この機会に、分かりやすい書式の導入等について国へ適宜要望してまいります。

(所管：生活支援課)

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】令和3年4月1日現在の本市の現業職員数は、標準数を満たしています。今後も、被保護世帯の動向を注視し、必要な適正数を配置してまいります。

また、現業職員については、定期的に生活保護制度及び他法他施策に関する勉強会を実施しているほか、積極的に各種研修に参加するなど、資質の向上に努めています。

(所管：生活支援課)

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】社会福祉法に規定されている第2種社会福祉事業として設置された無料低額宿泊所は、一時的な起居の場として認識しています。何らかの理由で居所を失い、保護の申請に至った場合、まずは居所の確保が喫緊の課題となるため無料低額宿泊所を案内していますが、利用に当たっては、利用者本人の同意に基づくこととしており、入居を強制することはありません。また、無料低額宿泊所は、入居者の生活に関する相談業務にも応じていることから、福祉事務所との情報共有も行いながら、自立に向けての環境づくりを行っています。

今後も入居に際しては、自立に向けての説明を丁寧に行った上、本人の意思を尊重しつつ、適切な対応を行ってまいります。

(所管：生活支援課)

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】本市では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の窓口を生活支援課に設置し、広く相談を受けております。

また、地域の民生委員及び関係機関との連携体制を整え、生活困窮に関する相談に対応できるように努め、保護の必要性がある場合には、相談者に生活保護制度を説明し、保護申請について案内を行っています。

(所管：生活支援課)